

南相馬市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月
南 相 馬 市

目次

はじめに	4
第1部 計画策定の趣旨・位置付け	5
第1章 計画策定の趣旨	5
第1節 感染症危機を取り巻く状況	5
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	6
第2章 計画の位置付け	7
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	8
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	8
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	9
第3節 対策の時期区分	10
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	12
第5節 市行動計画の実効性を確保するための取組等	15
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点	17
第1節 市行動計画における対策項目	17
第2節 市、国、県及び関係機関の連携	17
第3章 新型コロナへの対応の経験	18
第3部 新型インフルエンザ等対策における市組織体制	22
第1節 対策推進のための役割分担	22
第2節 市組織体制	24
第4部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	33
第1章 実施体制	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	33
第3節 対応期	34
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	35
第3節 対応期	36

第3章 まん延防止	・ ・ ・ ・ ・ 3 8
第1節 準備期	・ ・ ・ ・ ・ 3 8
第2節 初動期	・ ・ ・ ・ ・ 3 8
第3節 対応期	・ ・ ・ ・ ・ 3 8
第4章 ワクチン	・ ・ ・ ・ ・ 3 9
第1節 準備期	・ ・ ・ ・ ・ 3 9
第2節 初動期	・ ・ ・ ・ ・ 4 0
第3節 対応期	・ ・ ・ ・ ・ 4 0
第5章 保健	・ ・ ・ ・ ・ 4 3
第1節 準備期	・ ・ ・ ・ ・ 4 3
第2節 対応期	・ ・ ・ ・ ・ 4 3
第6章 物資	・ ・ ・ ・ ・ 4 4
第1節 準備期	・ ・ ・ ・ ・ 4 4
第2節 初動期	・ ・ ・ ・ ・ 4 4
第3節 対応期	・ ・ ・ ・ ・ 4 4
第7章 市民の生活および地域経済の安定の確保	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
第1節 準備期	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
第2節 初動期	・ ・ ・ ・ ・ 4 6
第3節 対応期	・ ・ ・ ・ ・ 4 6

はじめに

近年、気候変動等による環境変化や、開発の進展による都市化や人口密度の増加等により、未知の感染症と接触する機会が増加しています。さらに、国際交流の進展や人や物の移動の高速化・大量化により、未知の感染症が発生した場合には、短期間で広範囲に拡散するおそれが大きくなってきています。

令和元年（２０１９年）１２月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和２年（２０２０年）１月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、本市でも感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、行政のみならず、医療機関や関係団体、事業者等が困難な判断・対応を余儀なくされるとともに、多くの市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなりました。

この新型コロナへの対応を通じて、未曾有の感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな影響を及ぼすものであることが明らかとなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家及び福島県、そして本市の危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにしました。

感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではありません。次なる感染症危機に備え、平時から感染症危機に対応できる体制を整備し、それを維持していくことが重要です。

国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和６年（２０２４年）７月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を、福島県は、令和７年（２０２５年）３月、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を全面改定しました。

これに伴い、本市においても、感染症危機の発生時において迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、学識経験者や福島県、各分野の関係団体等からの意見も踏まえ、「南相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）を改定するものです。

次なる感染症危機に備え、国や福島県、関係機関との緊密な連携を図りながら、市行動計画等の実効性を高め、感染症危機への対応力の向上に取り組んでいきます。

第1部 計画策定の趣旨・位置付け

第1章 計画策定の趣旨

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生している。

とりわけ新型コロナは、令和元年（2019年）12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生した後、世界中に感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。本市においても感染の拡大、縮小を繰り返しながら、長期間にわたり市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼした。

感染症危機は新型コロナで終わるものではなく、新型インフルエンザ等の新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、人獣共通感染症について、ヒト、動物及び環境の分野横断的な課題解決に取り組むワンヘルス・アプローチや、既知の感染症であっても特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）への対策等の推進も重要な観点である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、

パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、本市の危機管理としても重大な問題である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

(1) 政府行動計画の作成・改定

国は、平成17年(2005年)に「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえ、平成24年(2012年)4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)が制定されたことに伴い、平成25年(2013年)年6月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を作成した。

令和元年(2019年)12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和6年(2024年)7月、政府行動計画を全面改定した。

(2) 県行動計画の作成・改定

福島県においても、国の計画策定の動きを踏まえ、平成17年(2005年)12月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した後、平成25年(2013年)年12月には、特措法に基づき県行動計画を作成した。

令和元年(2019年)12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和7年(2025年)3月、県行動計画を全面改定した。

(3) 市行動計画の作成・改定

本市においても、国の計画策定の動きを踏まえ、平成26年(2014年)年11月に、特措法に基づき市行動計画を作成した。

新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画及び県行動計画の改定に伴い、今回、市行動計画を見直し、次なる感染症危機に備えるものである。

第2章 計画の位置付け

市行動計画は、特措法第8条に基づき、県行動計画の内容を踏まえて、市内の新型インフルエンザ等対策の実施に関して定めるものである。

(1) 市行動計画で定める事項

- ① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供
- ③ 市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ④ 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、さらには本県、本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活や社会経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

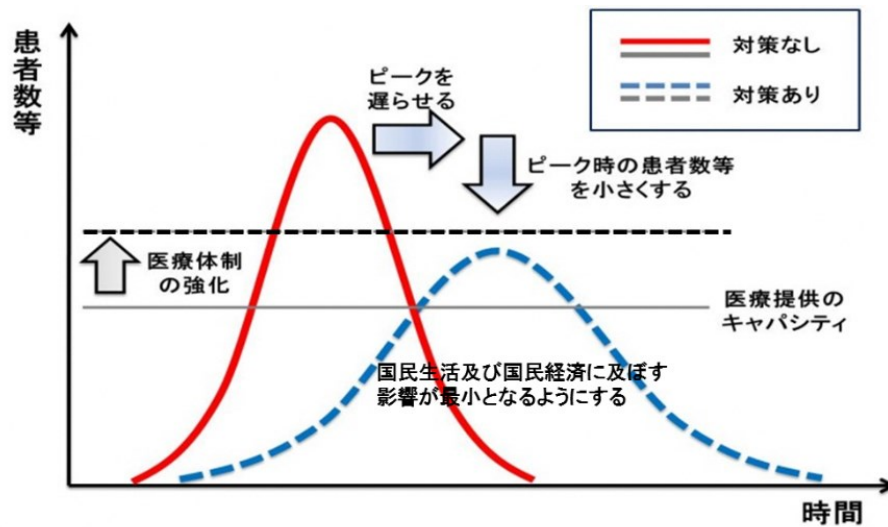
① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び社会経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の概念図＞



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下の①から④までの考え方により、対策の選択肢を示すものとする。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。

また、科学的知見及び国の対策等を踏まえ、本市の地理的な条件、人口分布、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策

を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立する。（具体的な対策については、第４部において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び社会経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、市、国、県及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第３節 対策の時期区分

（１）対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の３つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

【準備期】

- 新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）
 - ・ 地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に対する啓発や市・県・企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

【初動期】

- 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期
 - ・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

【対応期】

- 基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期
 - ・ 対応期の中でも以下の①から④の時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。
- ① 封じ込めを念頭に対応する時期
 - ・ 国内・県内・市内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。
 - ・ 患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ② 病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ・ 国内・県内・市内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
 - ・ 対策の検討に当たっては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、

複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

- ・ 感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、国、県又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の①から⑥までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- ② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内・県内・市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やか

に初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⑤ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

⑥ 負担軽減や情報の有効活用、市、国、県の連携等のための DX の推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、市、国、県の円滑な連携等を図るための DX の推進や人材育成等の取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から④までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生病況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集・分析の体制整備を進める。

② 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には感染症予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな

拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等を踏まえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

④ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、市民の安心の確保を図り、新型インフ

ルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、県及び市は、それぞれの対策本部を中心として相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、必要がある場合には速やかに県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、市を中心とした避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有など、県との連携体制の整備等に取り組む。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

市は、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第5節 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 定期的なフォローアップと必要な見直し

市行動計画に基づく対策等の取組状況について、客観的な数値や統計データ等の合理的根拠を活用した進捗管理に努め、定期的なフォローアップを行い、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

政府行動計画や国のガイドライン等の見直しを始め、定期的なフォローアップを通じた取組の改善、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、感染症予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する各計画の見直し状況等を踏まえ、適宜、市行動計画の見直しを行う。

市が行動計画の見直しを行うに当たっては、国、県と連携し、市行動計画の充実に資する情報提供など必要な支援を依頼する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えに係る機運の醸成

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであることから、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナへの対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、県や市、医療機関、学校、高齢者施設等が、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の醸成を図る。

第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目

政府行動計画と県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

なお、各対策項目の基本理念と具体的な内容については、第3部の各章に記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第2節 市、国、県及び関係機関の横断的視点

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、市、国、県が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、市民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、市、国、県及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、国と県・市が平時から意見交換を行い、対策の現場を担う県・市の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるとともに、国と県・市等が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や市の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、都道府県間の連携、都道府県と市との連携、保健所間の連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められる。

第3章 新型コロナへの対応の経験

新型コロナへの対応への経験

市では、令和2年（2020年）1月に日本国内で新型コロナの最初の感染者が確認された後、令和2年（2020年）2月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、未曾有の感染症危機に向き合いました。

この未曾有の危機に立ち向かうため、市では、新型コロナウイルス感染症対策本部に専従職員を配置し、副市長を中心に新型コロナ対策を実施しました。

さらに、相双保健所や一般社団法人相馬郡医師会（以下、相馬郡医師会）等、関係機関からの協力も得て新型コロナ対策を実施し、市のワクチン接種率は全国の中で最上位となりました。

この結果は、市の組織の枠組みを超えた体制構築を行い、初動期に関係機関との信頼関係構築を行った上で新型コロナ対策を実施したことが要因と分析しております。

以上のことから、将来、未曾有の感染症危機が発生したときの参考として、市が新型コロナ対策として初動期（令和2年（2020年））に実施したことを中心に記載します。

（1）組織の枠組みを超えた実施体制の構築

令和2年（2020年）4月、市内で初めて新型コロナの陽性患者が確認され、また、国内で新型コロナの陽性患者が複数確認されるようになりました。

この頃から、健康づくり課では、中止ができない一般の予防接種や健康診査等の通常業務に加え、市民からの健康相談業務が増加するなど、明らかな人員不足に陥ったため、新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局庶務を健康づくり課が担い、感染状況の把握、対策の検討、庁内への各種指示を行うという通常の組織の枠組みでは、対応しきれなくなっていました。

そのため、市では事務局庶務を健康づくり課が担うという通常の組織の枠組みを超え、新型コロナウイルス感染症対策担当理事、課長、新型コロナウイルス感染症対策本部の専従職員を配置し、副市長を中心に新型コロナ対策を実施しました。

実施体制の構築に当たっては、感染状況によっては、特別の組織体制（新たな部署の設置等）を柔軟に検討する必要があります。

(2) 相双保健所との情報共有と連携強化

南相馬市は保健所設置自治体ではないことから、感染者情報や感染ルート等、新型コロナに関する各種情報を有していませんでした。また、感染者情報や感染ルート等の関係資料は、保健所から提供を受けること自体が難しいものでした。

しかし、市民に対して市内の感染状況を的確に知らせるとともに、効果的な対策を検討する上で、それらの情報は欠かせないものでした。

そのため、市の職員は、常時、相双保健所と情報共有を実施し、必要に応じて副市長も相双保健所と情報交換を実施するなどして、上記の情報を共有する仕組みを構築しました。

また、連携強化のため、市の職員を相双保健所へ派遣も実施しました。

情報収集に当たっては、相双保健所担当者との連絡を常に取りれる体制（ホットライン）を確立し、迅速な情報収集等に努める必要があります。

(3) 新型コロナに対する適切な情報の提供

未曾有の感染症危機を体験し、市民は大きな不安を抱えていました。

特に、市内で陽性患者が発生し、陽性患者の居住地や行動歴、自己の感染への可能性、マスクや消毒液の入手方法等、市民から市への問合せが多くなったことから、コールセンターを設置しました。

コールセンターについては、令和2年（2020年）4月2日から、市への問合せが少なくなった6月4日まで保健師を中心に5人体制（専用5回線）により設置し、土日、祝日も含め、市民の不安に対応するとともに、適切な情報提供に努めました。

また、新型コロナに関する情報については速やかに多くの市民に提供するため、市ホームページやSNS、新聞折り込み等多様な手段を利用しました。

また、新型コロナは未知のウイルスであり、市民だけではなく、職員も新型コロナの知識不足に対する不安を抱えていました。

そのため、市では、感染症対策における専門的・技術的事項について、必要な意見や助言等を求めるため、公立大学法人福島県立医科大学感染症制御学講座の准教授にアドバイザーを委嘱しました。

具体的には、感染症対策への助言等のほか、市民への市長メッセージの監修もいただきました。さらには、職員向けの研修会を実施してもらい、その模様をみなみそうまチャンネルで市民へ情報提供しました。

(4) 相馬郡医師会との連携強化と発熱等トリアージ外来の設置

発熱やせきなど新型コロナの感染が疑われる患者を、一般の患者と同じ医療機関で診察することは感染拡大の恐れがありました。

そのため、市では相馬郡医師会との連携を強化し、2020年(令和2年)4月14日、発熱等トリアージ外来を南相馬市立総合病院の敷地内に、別棟(プレハブ)で設置しました。2020年(令和2年)9月には、陰圧式エアートtentも購入し、感染拡大に備えました。

発熱等トリアージ外来の運営のため、南相馬市立総合病院及び相馬郡医師会で定期的に医療従事者のシフト等の協議を行いました。

発熱等トリアージ外来については、令和5年3月10日に、新型コロナに対応する医療機関が増え、検査・診療体制が充実されたことを踏まえ、相馬郡医師会、南相馬市立総合病院及び県と調整の上、終了しました。

(5) マスクの確保と感染症リスクが大きい施設等への優先的な配布

新型コロナ発生後、国内では深刻なマスク不足に陥りました。

そのため、市では、国内に限らず国外の企業とも交渉を行い、マスクを確保しました。

また、確保したマスクは、医療・介護施設や小中学校など感染症リスクが大きい施設や、基礎疾患がある方や妊娠されている方へ優先的に配布するとともに、他自治体では特に実施していなかった市民へのマスクの配布について、1人あたり4枚配布しました。

2020年(令和2年)4月に、約30万枚(不織布マスク20万枚及び布マスク10万枚)の調達のめどがつき、当面の間(7月頃まで)、医療・介護施設や小中学校等へ供給できる見込みがたったことから、保有していた約20万枚のマスクを、市民へ配付したものです。市場では入手困難であることから、市民からは「大変助かる。」という意見が多かった一方、配布枚数が少ないという批判的な意見もありました。

マスクの配布については、基本、感染症リスクが大きい施設や、基礎疾患がある方等に対して定期的に配布していき、全体として、令和3年3月末時点で、不織布マスクを約142.7万枚、布マスクを約5.6万枚を配布しました。

初動期において、感染状況や市場へのマスクの供給状況等を踏まえ、必要量を早急に把握する必要があります。

(6) ワクチン接種体制の工夫

ワクチン接種体制を検討するにあたり、前例がなく希望者数の想定が困

難であったため、意向調査を実施したところ、約90%と多くの方が希望していることが判明しました。希望する方が速やかに接種できるよう、相馬郡医師会と、接種方法（集団・個別）や予約方法、高齢者施設入所者や在宅療養者の接種形態などについて、協議を行い接種体制を構築していきました。

東日本大震災以降、医療提供体制が回復していない本市では、各医療機関において、通常診療しながらのワクチン接種は困難であることから、集団接種により、高齢者等を対象に優先的に市内に設けた接種会場でワクチン接種を実施しました。

ワクチン接種を行う際は、①地区別、②個人別に、接種の日時を指定し、同じ世帯の方が同じ日時に接種できるよう配慮しました。

接種会場では、①アルコール消毒器の設置、②換気の徹底、③従事スタッフを班分けして班ごとに感染対策担当スタッフを設け感染拡大の防止に努めるとともに、ワクチン接種後の副反応による体調不良を即時対応するため、ワクチン接種後に、医療スタッフが配置されているスペースへ一定時間休憩してもらうこととしていました。

また、交通手段がない方や寝たきり等を理由に接種会場に行けない方のために、送迎バスや訪問による予防接種を実施しました。

なお、予約方法については、国から予約システムを活用したスキームも示されましたが、本市では、デジタル化に対応できない人もいることを考慮し、接種日時を指定し案内文書を郵送するアナログ的対応を行いました。システムによる予約方法を採用し混乱を招いた自治体が多数あったことから、今後も予約等の手法については、市民のデジタル活用の状況を踏まえ検討する必要があります。

第3部 新型インフルエンザ等対策における市組織体制

第1節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。

こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。

こうした取組を進めるに当たっては、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、取組状況の進捗確認を行うとともに、感染症予防計画や医療計画、県行動計画の見直しについて協議を行う。

（３）市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や N95 マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（５）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（６）登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

（７）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場におけ

る感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(8) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2節 市組織体制

新型インフルエンザの発生・流行に伴い、市民の健康被害や社会的・経済的被害が予想されることから、市は発生段階に応じて以下の組織を中心に新型インフルエンザへの対応体制を確立する。

(1) 南相馬市新型インフルエンザ等対策連絡会

海外又は国内での新型インフルエンザの発生が確認された場合、必要な対策を迅速に実施するために、感染症対策担当部の部長は、南相馬市新型インフルエンザ対策等連絡会を設置し、必要に応じて会議を開催する。

①構成

- ・会長：健康福祉部長
- ・副会長：健康福祉部次長
- ・構成員：市対策本部事務局を構成する部課の課長、相馬地方広域消防本部消防長の指名する消防吏員
- ・事務局：健康づくり課

※感染状況によっては、特別の事務局体制（新たな部署の設置等）を柔軟に検討する。

②所管事項

- ・市内における新型インフルエンザ等の情報の共有化を図るとともに、市民に対し円滑な情報提供を行う
- ・新型インフルエンザ等対策の初動体制の準備及び確認を行う

(2) 南相馬市新型インフルエンザ等対策本部

特措法に基づき、政府が緊急事態宣言を発出した場合、または県内で新型インフルエンザの発生が確認された場合、市長は、特措法第 34 条に基づき、直ちに南相馬市新型インフルエンザ対策本部を設置し、必要な対策を迅速かつ総合的に推進する。対策本部の本部長である市長は、南相馬市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、必要に応じ、対策本部の会議を招集するとともに部を設置する。

①構 成

- ・本 部 長：市長
- ・副本部長：副市長、教育長
- ・本 部 員：各部の部長・理事、相馬地方広域消防本部消防長（又は消防長の指名する消防吏員）
- ・事 務 局：健康福祉部（健康づくり課、社会福祉課、長寿福祉課、健康スポーツ課、高松ホーム）、こども家庭課、くらし安全課、総務課、企画課、秘書課
※事務局の庶務担当課は健康づくり課とする。
※感染状況によっては、特別の事務局体制（新たな部署の設置等）を柔軟に検討する。
- ・部の構成：各部

②所管事項

- ・新型インフルエンザ等の発生動向を把握する
- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策を実施する
- ・国、県、関係機関との連絡調整を行う
- ・国、県からの不要不急の外出自粛や学校等の施設や興行場等の使用制限、各種催物の開催制限等の要請に対し協力する（市民等に対する協力を要請する）
- ・必要に応じて、県対策本部に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する

新型インフルエンザ等対策本部の組織



(3) 新型インフルエンザ等対策における部（課）の役割

部（課）	役割
市対策連絡 会事務局	1 市対策連絡会の庶務に関すること 2 会議の開催及び運営に関すること 3 庁内における新型インフルエンザ等の情報共有化に関すること 4 市民に対する情報提供に関すること 5 新型インフルエンザ等対策の初動体制に関すること 6 その他新型インフルエンザ等対策に関すること
市対策本部 事務局	1 市対策本部の庶務に関すること 2 本部長の命令・指示等の伝達に関すること 3 会議の開催及び運営に関すること 4 総合的な対策の調整に関すること 5 国、県、関係機関との連絡調整に関すること 6 県対策本部に対する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整の要請に関すること 7 市の行政機能の維持(業務継続)及び各部の職員配備計画に関すること 8 情報提供・共有（広報活動）に関すること 9 対策の記録、保存に関すること 10 その他本部長の指示する事項に関すること

部（課）	役割
各部共通	1 社会機能の維持に関する所管関係事業者の支援に関すること 2 所管関係事業者に対する事業活動自粛に関すること 3 所管する会議、イベント等の自粛に関すること 4 所管する施設の利用に関すること
総務部	1 情報提供・共有（広報活動）に関すること（秘書課） ※広報紙、公式 SNS、公式 HP、南相馬チャンネル、記者投げ込みなど 2 行政機能の維持（業務継続）及び職員の動員、並びに職員の健康管理（感染予防、まん延の防止）に関すること（総務課） 3 市長（本部長）、副市長（副本部長）の秘書に関すること（秘書課） 4 対策に使用する資機材の調達に関すること（税務課） 5 車両の管理等輸送対策に関すること（公有財産管理課） 6 緊急対策予算措置に関すること（財政課）
復興企画部	1 情報収集に関すること（企画課・デジタル推進課・くらし安全課） 2 市外避難者に対する情報提供・共有（広報活動）に関すること（企画課・くらし安全課） 3 国、県、近隣市町村、避難先市町村、関係機関との連絡調整に関すること（企画課） 4 危機管理における庁内の調整に関すること（くらし安全課） 5 公共交通機関に関すること（企画課） 6 患者搬送体制等消防署との調整に関すること（くらし安全課） 7 警察署、自衛隊等との調整に関すること（企画課） 8 各部における国、県、議会等に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること（企画課）

部（課）	役割
市民生活部	1 埋葬及び火葬許可の特例に関する事（市民課） 2 廃棄物の処理に関する事（生活環境課） 3 遺体の埋火葬・一時安置に関する事（生活環境課） 4 火葬作業従事者の感染防止に関する事（生活環境課） 5 海外渡航者に対する情報提供に関する事（市民課） 6 外国人に対する情報提供に関する事（市民課）
健康福祉部	1 ボランティアに関する事（社会福祉課） 2 福祉関係団体との連絡調整に関する事（社会福祉課） 3 感染予防策の普及啓発に関する事（健康づくり課） 4 サーベイランス体制の協力に関する事（健康づくり課） 5 新型インフルエンザ等の一般相談窓口の設置に関する事（健康づくり課） 6 新型インフルエンザ等患者及び接触者の調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に関する事（健康づくり課） 7 新型インフルエンザワクチンの接種に関する事（健康づくり課） 8 医療施設に対する感染予防及びまん延防止の指導に関する事（健康づくり課） 9 福祉施設（保育所を除く）に対する感染予防及びまん延防止の指導に関する事（長寿福祉課） 10 相馬郡医師会等医療関係機関との連絡調整及び協力依頼に関する事（健康づくり課） 11 マスク、防護服等感染防止資材に関する事（健康づくり課） 12 災害時要支援配慮者（障がい者、高齢者等）に対する情報提供・共有（広報活動）とその宿舎における感染予防及びまん延防止の指導に関する事（障がい者等：社会福祉課）（高齢者：長寿福祉課） 13 社会教育施設等の活動自粛や一時休館に関する事（健康スポーツ課）

部（課）	役割
こども未来部	1 災害時要支援配慮者（妊産婦）に対する情報提供に関すること（こども家庭課） 2 幼児教育・保育施設及び児童クラブの活動自粛や一時休館に関すること（こども家庭課・こども育成課） 3 幼児教育・保育施設及び児童クラブにおける感染予防、まん延防止及び情報収集に関すること（こども家庭課・こども育成課） 4 その他本部長の指示する事項に関すること（こども家庭課・こども育成課）
商工観光部	1 食料品、生活必需品等の確保・流通機能の維持に関すること（商工労政課） 2 企業に対する活動維持・復旧のための支援に関すること（商工労政課） 3 観光業界等に対する情報提供及び同業界からの情報収集に関すること（観光移住課） 4 観光協会等に対する観光活動の自粛要請等に関すること（観光移住課） 5 備蓄した食料品、生活必需品等の配給に関すること（観光移住課）
農林水産部	1 農林水産物の安定供給に関すること（農政課） 2 事業別組合等に対する事業活動の自粛要請に関すること（農林整備課） 3 備蓄した食料品、生活必需品等の配給に関すること（農政課・農林整備課・農地集積課）
建設部	1 ライフライン（水道、下水道）に関すること（水道課・下水道課） 2 ライフライン（電気、ガス）に関すること（都市計画課） 3 ヘリポートの確保・運用に関すること（都市計画課） 4 輸送路等道路交通の確保（土木課） 5 市営住宅の入居者に対する情報提供・共有（広報活動）及び感染予防・まん延防止の指導に関すること（都市計画課）

部（課）	役割
会計課	1 出納機能の確保（現金及び物品の出納及び保管）に関する こと（会計課） 2 各部の活動支援に関すること（会計課） 3 その他本部長の指示する事項に関すること（会計課）
市立病院	1 発生時における応急医療の提供及び支援に関すること （市立病院） 2 発熱外来、患者収容施設等医療提供体制の確保、運営に 関すること（市立病院） 3 その他本部長の指示する事項に関すること（市立病院）
教育委員会	1 教育委員会における行政機能の維持（業務継続）及び職 員の動員、並びに職員の健康管理（感染予防、まん延の防 止）に関すること（教育総務課） 2 教育長（副本部長）の秘書に関すること（教育総務課） 3 教育関係施設の活動自粛や一時休館に関すること（学 校教育課・文化財課・中央図書館） 4 教育機関（幼稚園、小中学校）における感染予防、まん 延防止及び情報収集に関すること（学校教育課） 5 各部の活動支援に関すること（学校教育課・文化財課・ 中央図書館） 6 情報提供・共有（広報活動）に関すること（生涯学習課） ※生涯学習センターを拠点とするもの 7 その他本部長の指示する事項に関すること（学校教育 課・文化財課・中央図書館）
議会事務局 選管事務局 監査事務局 農委事務局	1 各行政委員会における行政機能の維持（業務継続）及び 職員の動員、並びに職員の健康管理（感染予防、まん延の 防止）に関すること（議会事務局・選管事務局・監査事務 局・農委事務局） 2 他自治体議会からの調査等に関すること（議会事務局） 3 各部の活動支援に関すること（議会事務局・選管事務 局・監査事務局・農委事務局） 4 その他本部長の指示する事項に関すること（議会事務 局・選管事務局・監査事務局・農委事務局）

部（課）	役割
小高区役所 鹿島区役所	1 区役所における行政機能の維持(業務継続)及び職員の動員、並びに職員の健康管理（感染予防、まん延の防止）に関すること（地域振興課） 2 各部の活動支援に関すること（市民総合サービス課） 3 その他本部長の指示する事項に関すること（市民総合サービス課）

第4部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。

(2) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 市、国、県及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 市、国、県及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 市、県は、準備期の段階から特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法を、準備期の段階から調整を進める。

第2節 初動期

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）（1）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

市の実施体制の構築に当たっては、感染症の特徴、流行の状況を踏まえ、必要に応じて、新たな部署の設置等、特別の実施体制（事務局体制等）を柔軟に組成することを検討する。組成の考え方については、例えば、副市長又は部長職を長とし、庁内から感染症対策業務を経験した職員を優先的に配置するなど、機動的な対応ができる体制を組成する。

（２）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討する。

第３節 対応期

（１）基本となる実施体制の在り方

府県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

① 職員の派遣・応援への対応

（ア）市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

（イ）市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

② 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するなど財源を確保し、必要な対策を実施する。

（２）緊急事態措置の検討等について

① 緊急事態宣言の手續

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市は、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

（３）特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

① 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

① 感染症に関する情報提供・共有

市は、県や関係機関と連携し、保育施設や学校、職場、高齢者施設等に対する感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有を行う。

また、市は、保育施設や学校等へ、こどもに対する感染症に関する情報提供・共有を行う。

② 偏見・差別等に関する啓発

市は、県と連携し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、感染症対策の妨げになり得ることについて啓発を行う。

また、市は、感染症に関する正しい知識の普及・啓発、偏見・差別をなくすための人権教育の実施を行う。

③ 偽・誤情報に関する啓発

市は、県と連携し、科学的知見等に基づく情報提供を行い、偽・誤情報に関して啓発を行う。

④ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

市は、県と連携し、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有を行う。

⑤ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等の設置をするとともに、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚が不自由な方等への適切な配慮など、相談対応に必要な準備を進める。

第2節 初動期

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、県や関係機関と連携し、情報提供・共有を行う。

特に、相双保健所においては、市民への市内感染状況の情報提供や、効果的な感染対策を検討する上で、欠かすことのできない情報を有していることから、相双保健所の担当者とのホットラインを確立するなど、迅速な情報収集に努める。

また、市は、県と連携し、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有を行う。

情報提供に当たっては、市ホームページや SNS、新聞折り込みなど多様な手段を利用する。

なお、正確な内容の情報提供に資するため、必要に応じて、専門知識を有するアドバイザーの委嘱を検討する。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、市民の新たな感染症に対する不安や、市内の感染状況や感染対策等の問合せに対応するため、問合せの状況等が落ち着くまで、必要に応じてコールセンターを設置する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、県と連携し、偏見・差別や偽・誤情報を防止するための情報提供・共有を行う。

また、市は、国や県、NPO 等が設置する相談窓口の情報について周知し、市民等が正しい情報を入手できるよう対処する。

(4) 医療提供体制の確保に関する周知

市は、県と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

第3節 対応期

以下の(1)から(3)の項目については、初動期に引き続き、適切に対応を行う。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

(4) 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

市は、県と連携し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧、医療機関への受診方法等について周知を行う。

(5) こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

市は、県と連携し、病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく説明を行う。

(6) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の医療提供体制の周知

市は、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期において、発熱外来を直接受診する仕組みに変更することについて、県と協力し市民等への周知を行う。

(7) リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

市は、県と連携して、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果を市民等へ情報提供・共有を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

- (1) 国内でのまん延防止対策の準備
市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- (2) 発熱外来等の設置検討
市は、南相馬市立総合病院及び相馬郡医師会と連携し、発熱外来等の設置を検討する。

第3節 対応期

- (1) 市は、県と連携し、基本的な感染対策等の取組の推奨、病原体の性状に応じた感染対策徹底の呼び掛けを行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) ワクチンの供給体制

市は、ワクチンの流通に係る県と連携の方法及び役割分担について協議を行う。

また、市は、県と連携し、ワクチンの分配に係る速やかな体制の構築を行う。

(2) 基準に該当する事業者の登録等

市は、特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。

(3) 接種体制の構築

① 接種体制

市は、相馬郡医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

② 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員は、市が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

③ 住民接種

市は、以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

（イ）市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ）市は、速やかに接種できるよう、相馬郡医師会等の医療関係者や学校

関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供

市は、ワクチンや予防接種に係る有用性や安全性、接種体制等について情報発信を行う。

(5) D Xの推進

市は、スマートフォンやマイナンバーカードを活用した予防接種のデジタル化など、D Xに関する取組を行う。

第2節 初動期

(1) 接種体制

① 予防接種に係る情報収集、提供・共有

市は、県と連携し、予防接種の実施に関する情報収集・共有を行う。
また、市は、予防接種に関する相談体制の整備や市民への周知を行う。

② 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

接種体制の構築に当たっては、希望する方が速やかに接種できるよう、相馬郡医師会等と、接種方法（集団・個別）や予約方法、高齢者施設入所者や在宅療養者の接種形態などについて、事前協議を行い構築していく。

また、市民のデジタル活用の状況を踏まえ、例えば、予約システムに限らず、同じ世帯の方が同じ日時に接種できるよう配慮した上で、接種の日時を指定し、案内文書を郵送するなど、アナログ的対応の必要性についても検討する。

さらには、交通手段がない方や寝たきり等を理由に接種会場に行けない方のために、送迎バスや訪問による予防接種についても検討する。

第3節 対応期

(1) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

また、市又は県は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い

追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。

① 特定接種

(ア) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

(ア) 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(イ) 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

また、市は、原子力災害により市の区域外へ避難している者が円滑に予防接種できるよう、国や県、避難先自治体と連携して対応する。

(ウ) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう相馬郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(エ) 接種記録の管理

市、国及び県は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(2) 健康被害救済

市は、健康被害救済制度の周知及び迅速な救済への取組を行う。

(3) 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑

い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 人材の確保

市は、新型インフルエンザ等発生時における市から保健所への応援職員の派遣について、平時から県と協議し、感染症有事体制の人員確保へ取り組む。

(2) 生活支援の準備

市は、県や民間宿泊事業者と連携し、感染症有事において、自宅や宿泊施設で療養する陽性者への食事の提供、宿泊施設の確保等ができるよう、感染症危機に備えた体制の整備に取り組む。

(3) 健康観察の準備

市は、県が健康観察の実施体制の整備する際、医療機関、外部委託業者とともに協力する。

第2節 対応期

(1) 有事体制への移行

- ① 市は、県から応援派遣要請を受けた際、応援職員を派遣する。
- ② 市は、県と新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を共有する。

(2) 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受け、県が実施する食事の提供等の、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

(1) 感染症対策物資等の必要量の把握及び確保

市は、感染状況に応じて、新型インフルエンザ等対策の実施に必要なマスクや消毒液、医療用ガウン等、感染症対策物資等の必要量を把握し確保する。

必要に応じて、国内の企業に限らず、国外の企業からの調達も検討する。

なお、必要量の把握に当たっては、医療・介護施設や小中学校など感染症リスクが大きい施設への配布の他、市民への配布についても留意する。

第3節 対応期

(1) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、県や関係機関と協力し、新型インフルエンザ等緊急事態において、備蓄物資及び資材の不足した場合は融通等を行う。

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(5) 火葬体制の構築

市は、火葬場の火葬能力、一時的な遺体安置場所について把握・検討し、火葬又は埋葬を円滑に行う体制を整備する。

第2節 初動期

(1) 事業継続に向けた準備等の要請

市は、事業者に対し、従業員への健康管理の徹底や、感染が疑われる者への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワーク、時差出勤等の推進など、感染拡大防止に必要な準備を行うよう要請する。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

② 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等が必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に

応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(ウ) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

(エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

(ア) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

(イ) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(ウ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、市以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業継続に関する事業者への養成等

市は、県と連携し、事業者へ従業員の健康管理の徹底と、職場での感染防止対策の実施を要請する。

② 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

③ 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市、相馬地方広域水道企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。